

外国人労働者の入管手続き実務

愛媛県社会保険労務士会 令和6年度 第1回必須研修会

ゆづき行政書士事務所

行政書士 永易 里香

2024年9月13日



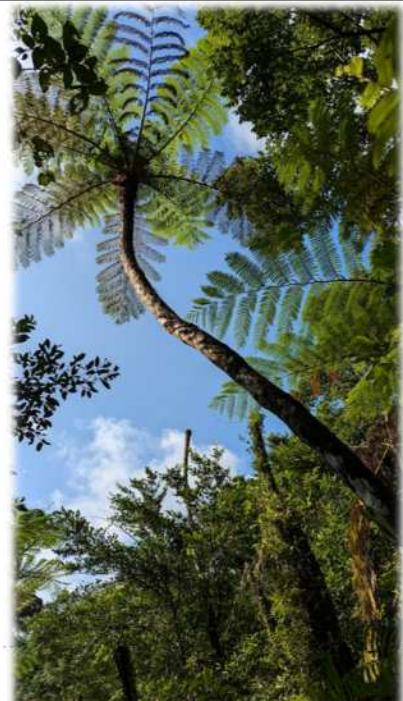
自己紹介

行政書士 永易 里香（ながやす りか）

【経歴】市役所勤務後、行政書士事務所を開業

- 外国人・国際業務を専門とする。
- 行政書士のための実務研修
- 外国人を初めて採用された事業所への研修
- 入社後の外国人に対するガイダンス
- 外国人を採用した事業所・登録支援機関の顧問
- 特定技能外国人の登録支援として入管庁に登録

【対応言語】 英語・インドネシア語・ベトナム語・韓国語・ゾンカ語（ブータン）・
クメール語（カンボジア）・ミャンマー語・ネパール語・
タガログ語（フィリピン）・ロシア語（ロシア、旧ソ連諸国）



内容



1. 入国までの手続き
2. 入国後の手続き
3. 在留資格の種類
4. 外国人労働者の受入れ
5. 在留カード
6. 愛媛県の外国人
7. 2024年 入管法の改正



1. 入国までの手続き

日本の入国。。。時間をさかのぼって



入国時の手続き * 新規入国の場合

入国手続き (上陸審査)



検疫 (厚労省) quarantine

上陸審査 (入管Immigration)

旅券 (パスポート) と
査証 (ビザ) が必要

入国のための「査証 (ビザ) 」
中長期滞在のための「在留資格」

口頭審理、異議申出、裁決等の
手続きを経て、上陸特別許可、退
去命令等が決定される

帰国

上陸拒否

上陸許可

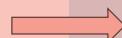


入国前の手続き * 新規入国の場合

1. 在留資格認定証明書交付申請

中長期滞在を希望する場合

日本国内で在留資格認定証明書交付申請
(出入国在留管理局)
* 交付後、証明書を外国人に送る (変更: データ可)



2. 査証 (ビザ) 申請

(短期滞在・) 中長期滞在を希望する場合

外国人が滞在する国・地域の日本在外公館
(大使館・領事館等) に査証申請を行う
(外務省)

* 査証免除

短期滞在者の場合、免除国あり



2. 入国後の手続き



在留カードの交付

成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港から入国したとき
➡空港で交付

上記以外の空港や海港から入国したとき
➡日本に入国した後、住んでいる市区町村に「転入届」を提出してください。その後、自宅に郵送

住居地の届出（転入届）

住居地・住所を定めた日から14日以内に、市区町村に住居地の届出（転入届）を行う

在留カードの返納

出国するときに空港又は海港で入国審査官に返納
(出国後、郵送により東京入管へ返納)

在留期間更新許可申請

在留期限の3か月前から申請可能

在留資格変更許可申請

在留資格が変わる場合

転職の場合（同じ在留資格で働く場合でも、必要なものがある）

永住許可申請

【主な要件】

- ① 素行善良要件
- ② 独立生計要件
- ③ 国益適合要件（継続10年在留 うち一部を除く就労・居住資格5年以上、公的義務の履行 等）

外国人本人による届出

配偶者として滞在している人

配偶者に関する届出（離婚）

雇用されている人、留学している人

所属機関に関する届出

所属機関による届出

社員の雇い入れ、退職

雇用保険の資格取得・喪失届（雇用保険加入）

外国人雇用状況届出（雇用保険に加入しない人）

3. 在留資格の種類

仕事ができる資格・できない資格

仕事の内容に制限があるもの・制限がないもの



在留資格の種類

在留資格				
就労できる資格		就労できない資格		
就労できる業務が 限定されている資格		就労制限が ない資格	上陸許可基準 あり	上陸許可基準 なし
上陸許可基準 あり	上陸許可基準 なし	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 特別永住者 (* 身分資格)	留学 研修 家族滞在 特定活動の一部	文化活動 短期滞在 特定活動の一部
経営・管理 法律・会計業務 医療、研究、教育、興行、 介護、高度専門職 技術・人文知識・国際業務 企業内転勤、技能 技能実習、特定活動の一部 特定技能*	外交 公用 教授 芸術 宗教 報道 特定活動の一部		留学・家族滞在等 「資格外活動許可」(包括許可) により週28時間までのアルバイト可能	

就労できる業務が制限されている在留資格

主な在留資格

経営・管理	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	技能	特定活動	特定技能	技能実習
会社経営者 個人事業主 等	コンピューター技師 自動車設計技師 通訳 語学指導	海外の本店又 は支店から期間 を定めて受け入 れる社員	中華料理・フ ランス料理の コック等	※日本の大学 等を卒業 日本語能力 日本語専攻	1号, 2号	1号, 2号, 3号

4. 外国人労働者の受入れ



相談

「就労ビザを取りたい」

仕事をしたい外国人（日本在住）や
外国人を雇用したい事業主等からの相談

① まず・・・現在の在留資格を確認する

- ・短期滞在からの変更は原則不可
- ・これまでの在留状況に問題はないか
 - 例) 留学生の時のオーバーワーク
 - 退学・出席率の問題
- ・在留資格の変更が必要か
 - (就労制限のない身分系の在留資格等)

② 次に，仕事の内容を確認する

在留資格に該当するものはあるか（在留資格一覧）入管法別表二



転職時に在留資格変更許可申請が必要な資格 (パスポートに指定書あり)

指定書 (パスポートに貼付)

指 定 書 DESIGNATION	
氏 名 NAME	<input style="width: 100%; height: 40px; border: 1px solid black;" type="text"/>
国籍・地域 NATIONALITY REGION	<input style="width: 100%; height: 40px; border: 1px solid black;" type="text"/>
出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。	
〔特定技能〕の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百一十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動	
機 関 名 本店所在地	<input style="width: 100%; height: 40px; border: 1px solid black;" type="text"/> OCT. 2023
日本国法務大臣 MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT	

③入管法上の活動内容と要件に該当するか確認した後、手続き

上陸基準省令（出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令）

例) 「技能」 調理師の場合

活動内容

○入管法別表二の下欄

本邦で行うことができる活動⇒ 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

要件（一部のみ紹介）

○上陸基準省令

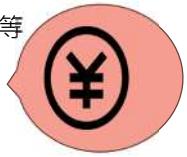
当該技能について10年以上の実務経験を有する者

手続きに時間・受入れに費用がかかる在留資格の例

「特定技能」の手続き

「特定技能」受入れのための確認

- ・特定産業分野該当性 → 法務大臣が指定する特定産業分野
- ・業務区分該当性 → 分野運用方針・運用要領で定める水準
- ・受入機関適合性 → 労働保険・社会保険・租税関係法令遵守
非自発的離職者・文書作成・分野によるもの等
- ・契約適合性 → 労働関連法令適合
- ・支援計画適合性 → 自社支援・登録支援機関への委託等
の検討
- ・上陸許可基準適合性 → 上陸基準適合



在留資格「特定技能」必要書類（手続き）

申請人に関する

特定技能1号
[1]申請入に該する必要書類
第1表「[申請を含む](#)
[PDF] [Excel]

特定技能1号
[2]所属機関に該する必要書類
第2表の1
「[第3表に指定期
若者の交付を受けてい
ない機関であって、か
つ以下に該する者](#)
当する者」
[1]日本の
上場している企業
[2]複数業を営む相互企
社
[3]基盤運営監督室上
級者
第2表の2
「[法人の場合は
内規の文書又は社内
対象機関、\[PDF\] \[Excel\]](#)
[3]対象はリンク先の
「[イノベーション促進
支援活動一覧](#)」を御確
認ください。
[4]一定の条件を満たす
企業等、[PDF]
[5]該年分の給与所得の

特定技能1号
[3]分野に該する必要書類
第2表の3
「[第3表の1～2](#)
内規、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
ビルクリーニング、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
書類、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
講師、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
添付、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
自動車整備、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
宿泊、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
飲食、[\[PDF\] \[Excel\]](#)
農業、[\[PDF\] \[Excel\]](#)

分野に関する

世界をつなぐ、未来をつくむ
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

出入国在留
審査手続
公表情報
各種手続
在留支援

トピックページ > 大型セミナー・講習 > 海外就労・就学制度 > 海外就労に関する各種情報

申請人に関する書類 (二国間取決において定められた 遵守すべき手続)

| 特定技能に関する各国別情報

各国別の情報については、下記をクリックして確認してください。

[フィリピン](#)
[カンボジア](#)
[ネパール](#)
[ミャンマー](#)
[モンゴル](#)
[スリランカ](#)
[インドネシア](#)
[ベトナム](#)
[バングラデシュ](#)
[ウズベキスタン](#)
[バキスタン](#)
[タイ](#)
[インド](#)
[マレーシア](#)

申請人に関する手続き

二国間取決において定められた遵守すべき手続

フィリピン特定技能外国人に係る手続の流れについて

（例）

○フィリピンの場合
書類提出は現時点では不要

移住労働省の登録証明書が必要
送り出し機関への管理費の支払い有

※1 在外届出用件（POEA）は、移住労働省（在大阪フィリピン共和国総領事館
移住労働省事務局（MWO））に提出されました。

※2 2人以上の特定技能専門家登録申請と一緒に「DMW」で登録されている場合は、募集取決めの納録（①）。
DMWへの登録手続（②～④）は不要のことです。

※3 指定送り出し機関による受取者の人選を行う行為はあっせんに当たるため、
例にこのような行為を行な場合には、日本国内の転居紹介事業者としての
登録が必要があります。

※4 在外届出用件（POEA）を提出する際は、必ず「登録証明書交付」
欄に「登録証明書交付」を記入して下さい。

※5 2人以上の特定技能専門家登録申請と一緒に「DMW」で登録されている場合は、
登録された雇用契約書から変更された就労条件をもって新たに「フィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場
合や、求人を増やす必要がある場合は、求人・求職票の承認手続が必要とのことです。」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/coronavirus/0020196401.pdf>

所属機関に関する必要書類（一部）

- ・労働保険料の納付に関する書類
- ・社会保険料の領収書等
- ・源泉所得税・消費税の納付証明
- ・法人住民税の納付証明
- ・財務状況にかかる書面

（債務超過がある場合には、中小企業診断士、税理士、公認会計士等の改善の見通しに関する書面）

分野に関する手続き

例) 建設分野：建設特定技能受入計画の認定証の写し

国土交通省の外国人就労管理システムからオンライン申請

＜受入計画の認定証の申請に必要なもの＞

- ・登記事項証明書
- ・建設業許可証
- ・キャリアアップシステムの事業所ID,技能者ID
- ・ハローワークの求人票
- ・就業規則
- ・賃金規程等
- ・36協定届
- ・雇用契約書・条件書・重要事項説明書
- ・同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であることの説明書
(当該日本人の経歴書, 賃金台帳)
- ・その他

※報酬額が重要

分野別協議会の加入証 建設の場合は、会費負担あり



5. 在留カード

有効な在留カードか？

必要な情報の見方

仕事ができるか？



在留カードの見方

外国人が「働きたい」と申し出たときなど、必ず確認してください。

表



裏



就労不可：原則雇用はできませんが。。。 → 資格外許可 「原則週28時間以内」

在留カードの番号が失効していないか確認できます。

在留カード等番号失効情報照会 <https://lapse-immi.moj.go.jp/>

6. 愛媛県の外国人

「愛媛県の外国人雇用状況」の届出状況

(2023年10月末時点)

愛媛県労働局 2024年1月 発表

外国人労働者数 合計12,476人

前年同期比2,275人、22.3%増加

2007年以降、過去最高

外国人労働者を雇用する事業所数 合計2,131か所

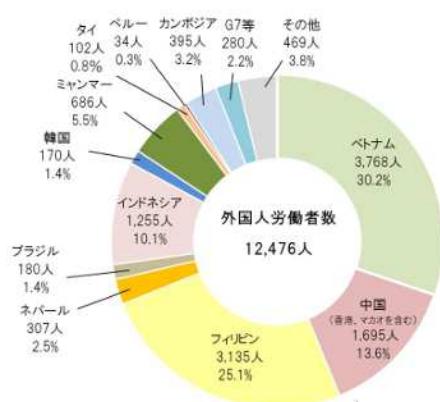
前年同期比145か所、7.3%増加

2007年以降、過去最高

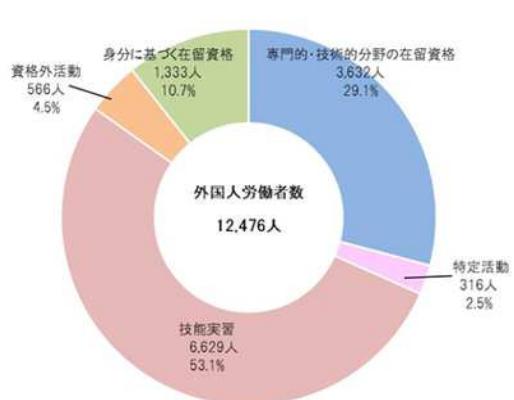


外国人の属性1

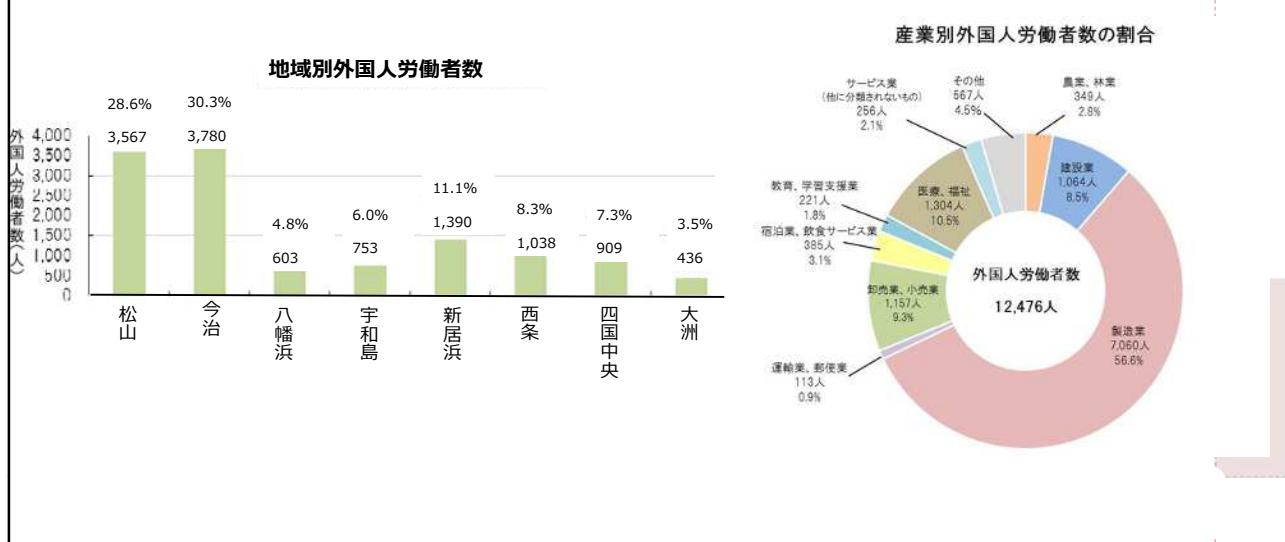
国籍別外国人労働者の割合



在留資格別外国人労働者の割合



地域別・産業別 外国人労働者



7. 2024年 入管法の改正



32

2024年6月 「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第60号)」成立 2年以内に施行予定

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

<p>現状・課題</p> <p>✓ 3月を超えて在留する外国人（原則） ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。 ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。</p> <p>✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。</p> <p>✓ 在留カードに関する手続は市町村の窓口となっており 在留期間の更新などがあった場合に、<u>それぞれの手続場所へ</u> 赴く必要あり。</p>	
<p>入管法</p> <p>1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意） ○ 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。 ○ 義務ではなく、一体化しないことも可能。</p> <p>2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続 ○ 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。 ※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引続き市町村の窓口</p> <p>3. 券面・有効期間 ○ 在留カードの記載事項のうち、即時認証の必要が高い項目を券面に記載。 ※その他はICチップに記録 ○ 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。</p> <p>4. 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備</p>	

	【旧】 技能実習	【新】 育成就労	特定技能 1号	2号
目的	国際協力	労働力確保・人材育成		
在留期間	最長5年	3年	最長5年	制限なし
転籍（転職）	原則3年は不可	同じ分野なら1~2年で可		可
家族帯同	×	×	×	○

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。
(拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可)

【現行】入管法の「不法就労助長罪」

- 1.事業活動に関し、外国人を雇用するなどして不法就労活動をさせる行為
- 2.外国人に不法就労活動をさせるために、自己の支配下に置く行為
- 3.業として、外国人に不法就労活動をさせる行為、又は(2)の行為に関しあっ旋する行為を処罰の対象とし、これらに該当した者については3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科すると定められています。

ありがとうございました

ゆづき行政書士事務所

行政書士 永易 里香

089-911-1170

info@yuzuki-office.com

<https://www.yuzuki-office.com>



事務所スタッフ・通訳者